○外務省告示第四百七十八号

モロッコ王国政府は、平成六年十月二十七日にジュネーブで作成された「商標法条約」の批准書を平成二十一年四月六日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十一年七月六日にモロッコ王国について効力を生じた。

（平成二十一年四月六日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十一年九月十六日

外務大臣　中曽根弘文

○外務省告示第四百七十九号

セルビア共和国政府は、「国際特許分類に関する千九百七十一年三月二十四日のストラスブール協定」の批准書を平成二十一年七月十五日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よって、同協定は、平成二十二年七月十五日にセルビア共和国について効力を生ずる。

（平成二十一年七月十五日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十一年九月十六日

外務大臣　中曽根弘文

○文化庁告示第二十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定する。

平成二十一年九月十六日

文化庁長官　玉井日出夫

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
高山社跡	平成二十一年文部科学省告示第百十三号	藤岡市（群馬県）
武蔵国府跡	平成二十一年文部科学省告示第百十三号	府中市（東京都）
増山城跡	平成二十一年文部科学省告示第百十三号	砺波市（富山県）
伊賀国庁跡	平成二十一年文部科学省告示第百十三号	伊賀市（三重県）
宇治川太閤堤跡	平成二十一年文部科学省告示第百十三号	宇治市（京都府）
二子塚古墳	平成二十一年文部科学省告示第百十三号	福山市（広島県）
棚底城跡	平成二十一年文部科学省告示第百十三号	天草市（熊本県）
宇江城城跡	平成二十一年文部科学省告示第百十三号	久米島町（沖縄県）

○文化庁告示第二十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の指定地域のうち、秋田県の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定する。

平成二十一年九月十六日

文化庁長官　玉井日出夫

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
鳥海山	平成二十年文部科学省告示第三十四号及び平成二十一年文部科学省告示第百十六号	由利本荘市（秋田県） にかほ市（秋田県）

○外務省告示第四百八十号

平成二十一年九月三日にキンシャサで、コンゴ民主共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　コンゴ民主共和国における小児感染症予防計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億八千百万円

3　署名者

日本側　北澤嘉治在コンゴ民主共和国大使

国際連合児童基金側　ピエレット・ヴュ・ティ在コンゴ民主共和国事務所代表

平成二十一年九月十六日

外務大臣　中曽根弘文

○経済産業省告示第二百九十四号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第四十二条において準用する第三十九条の規定に基づき、次の登録調査機関の登録の更新を行ったので、同法第五十条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十一年九月十六日

経済産業大臣　二階　俊博

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	確認調査の業務を行う事務所の名称	確認調査の業務を行う事務所の所在地	登録の更新をした年月日
株式会社イーアンドイープラニング	東京都千代田区内神田二丁目七番七号	田中　稔	本社	東京都千代田区内神田二丁目七番七号	平成二十一年八月十一日
特定非営利活動法人エコ診断ネットワークジャパン	福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目十九番十七の九一五号	光内　清	本部	福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目十九番十七の九一五号	平成二十一年八月十一日

○海上保安庁告示第二百四十八号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十一年九月十六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構　神奈川県横須賀市夏島町二番地一五

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯二七度、北緯三一度、東経一三九度、東経一四三度の各経緯度線で囲まれる海域（陸域を除く）

ロ　期間　平成二十一年九月十七日から平成二十一年九月二十八日まで

三　水路測量の実施方法　ＧＰＳによる測位、マルチビーム音響測深機による測深

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　三管区水路通報第三十二号（平成二十一年八月二十一日発行）

○海上保安庁告示第二百四十九号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年九月十六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　相模湾沖海洋肥沃化施設灯

位置

所在地　城ケ島灯台（神奈川県三浦市）の西南西方約一七・六キロメートル

北緯　三五―〇五―一〇

東経　一三九―二五―四〇

廃止年月日　平成二十一年七月二十日

○海上保安庁告示第二百五十号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年九月十六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰